

公衆衛生公共サービス条令

Part V

食品および薬品

(書式変更—2013年 E. R. 1号)

50. 粗悪化食品および薬品の調製と販売に関連する違法行為

- (1) 何人も、食品をその状態で人間の食用に販売する目的で、食品に何らかの物質を添加する、食品の調製において何らかの物質をその成分として使用する、食品から何らかの成分を除去する、または食品にその他何らかの加工または処理を加えることにより、(いずれの場合でも) 食品を健康に有害なものとしてはならない。
- (2) 何人も、薬品をその状態で販売する目的で、薬品に何らかの物質を添加する、または薬品から何らかの成分を除去することにより、薬品の品質、組成、または効能に有害な影響を与えてはならない。
- (3) 本条の規定に基づき、何人も、
  - (a) 上記(1)に述べるいずれかの操作により健康に有害となった食品を人間の食用に販売、人間の食用に提供、陳列、または宣伝、またはその販売目的で所有してはならない。
  - (b) 上記(2)に述べるいずれかの操作によりその品質、組成、または効能が悪影響を受けた薬品を販売、提供、陳列、または宣伝、もしくは販売目的で保有してはならない。
- (4) 上記(1)、(2)、または(3)のいずれかの規定に違反することは違法行為となる。
- (5) 本Partの目的である食品が健康に有害かどうかを判定する場合、これを食べた人の健康に与え得る影響だけでなく、これとほぼ同じ組成の品目を通常の量で食べた人に与え得る累積的影響も考慮しなければならない。
- (6) 上記(4)に基づく違法行為で、何らかの食品または薬品の販売のための宣伝に関する訴訟手続において告発されるものは、弁護のため、宣伝の公開またはそのための手配を業務とするものとして、通常の業務過程において宣伝を行う依頼を受けたことを証明しなければならない。

51. 牛乳等の粗悪化

- (1) 何人も人間の食用の販売を意図される牛乳に、水または着色剤、もしくは乾燥または濃縮乳またはそれらを水で戻した液体を添加してはならない。
- (2) 何人も人間の食用の販売を意図される未加工牛乳に、脱脂乳または脱脂乳と乳脂の混合物を添加してはならない。
- (3) 何人も上記(1)または(2)の規定に違反して何らかの添加が行われた牛乳を販売、または販売用に提供または陳列、もしくは販売目的で所有してはならない。

- (4) 何人もその調製過程において脱脂乳、粉乳、濃縮乳などが使用された液体を牛乳の名称のもとで販売、または販売向けに提供または陳列、もしくは宣伝してはならない。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、または(4)のいずれかの規定に違反することは違法行為となる。
- (6) 上記(3)の目的で、実際に回収されるまでの間何らかの場所に保管される牛乳は占有権が留保されているとみなされる。

#### 51. A 肉の粗悪化

- (1) 何人も、人間の食用に販売、または人間の食用として提供、陳列、または販売を意図される動物、鳥、または爬虫類の屠体、肉、または臓物の組織に水またはその他の液体を注入、またはその他何らかの方法で導入してはならない。
- (2) 何人も上記(1)に述べる注入等の方法により組織内に何らかの液体が注入または導入された動物、鳥、または爬虫類の屠体、肉、または臓物を人間の食用に販売、またはその目的で提供、陳列、または所有してはならない。
- (3) 何人も人間の食用を意図される動物、鳥、または爬虫類の屠体、肉、または臓物が保管又は貯蔵、もしくは販売またはそのために提供または陳列される施設において、動物、鳥、または爬虫類の組織内に上記(1)に述べる何らかのものを導入するため設計・加工された道具を所有または持ち込み、もしくは持ち込みを許可してはならない。
- (4) 上記(1)、(2)、または(3)の規定に違反することは違法行為となる。
- (5) 通常の業務過程において人間の食用を意図される動物、鳥、または爬虫類の屠体、肉、または臓物が維持または保管される、もしくは販売またはその目的で提供または陳列される事業が行われる施設において、
  - (a) 上記(4)に基づく違法行為が行われた場合、または
  - (b) 上記(3)に述べる道具が発見された場合、上記(4)のもとで違法行為を行ったとされる別の人物に加え、またかかる違法行為について別の人物が有罪とされるか否かに関わらず、かかる事業を営む人物および事業の責任者も、上記(4)のもとでの違法行為が行われたこと、または上記(3)に述べる道具が施設内にあることを知っていたか否かに関わらず、違法行為を行うものとされる。
- (6) 当局から書面によりその権限を与えられた公務員は、上記(3)に述べる施設内で発見された、または施設の所有者または施設内で人間の食用を意図される動物、鳥、または爬虫類の屠体、肉、または臓物の保管、貯蔵、または販売、もしくは販売目的で提供または陳列する事業を営む人物に雇用されている人が所有している上記(3)の道具を差押え、除去することができる。
- (7) 下記(8)に従い、上記(6)のもとで差し押さえられる道具は、当局が適切とみなす場合には、差押から7日間経過した後、破棄またはその他の形で処分することができる。
- (8) 上記(6)に基づく差押により不利益を被ったと考える人は、差押から3日以内に裁判所に不服を申し立てることができ、その場合、裁判所は申立人および当局から聞き取りを行った後、その判断に基づき、道具の没収またはその他の扱いを命令することができる。

(1976 年第 61 号 s. 3 により追加)

## 52. 食品および薬品の購入者のための一般的保護

- (1) 購入者が要求する性質、成分、または品質のものではない食品または薬品を販売することにより購入者に損害を与えることは、第 53 条の規定に基づく違法行為となる。
- (2) 上記(1)の規定を損なうことなく、販売目的で、容器のラベリングまたはその他のマーキングを根拠にそうであると理解される酒類の性質、成分、または品質ではない液体をかかせる容器に入れて保管することは違法行為である。
- (3) 第 55 条のもとで定められる規則が何らかの食品または薬品の組成を規定する、または食品または薬品に何らかの物質の添加を禁止する規定を含む場合、かかる食品または薬品の購入者は、別途定めがない限り、上記(1)の目的でかかる規則の規定を順守した食品または薬品を求めているものとみなされる。
- (4) 上記(1)に基づく違法行為に関する訴訟において、購入者が分析または検査のため購入したのであるから害を受けていないと主張することは弁護とならない。
- (5) 本条で販売という場合、薬品に関連する限りにおいては、人間の使用のための販売を示すものとみなされる。
- (6) 上記(2)の目的で、alcoholic liquor (酒類) とは、スピリッツ (蒸留酒)、リキュール、ワイン、および中国酒を意味する。

## 53. 第 52 条に基づく訴訟において利用可能な弁護

- (1) 第 52 条のもとで、何らかの物質が添加された、またはその調製において何らかの物質が成分として使用された、もしくは何らかの成分を除去された、またはその他何らかの加工または処理が加えられた食品の販売による違法行為に関する訴訟において告発されるものは、それにより健康に有害となる食品を除き、当該処理が不正に行われたものではなく、適切な大きさと明確かつ判読可能な印字により処理内容を明示した注意書きが添付された状態で、またはかかる注意書きを記載した包装紙または容器に入れて販売されたことを証明することが弁護となる。
- (2) 上記(1)の規定は、何らかの物質が添加された、または何らかの成分が除去された薬品の販売についても、それにより品質、組成、または効力が悪影響を受ける薬品を除き、ここに述べる違法行為の場合と同様に適用される。
- (3) 第 52 条のもとでの訴訟において、何らかの異物を含む食品または薬品に関しては、かかる異物の存在が収穫または調製プロセスにおける不可避の結果であることを証明することが被告人の弁護となる。

## 54. 不適切な食品または薬品の販売等に関連する違法行為

- (1) 本条の規定のもとで、人間の食用となることを意図するが、その目的では不適切である食品、または人間が使用することを意図するがこれには不適切である薬品を、
  - (a) 販売または販売用に陳列、もしくは販売またはそのための調製目的で所有するもの、  
または

(b) 販売またそのための調製目的で貯蔵する、または他の何人かに委託するものは、違法行為を行うものとされる。

(2) 前述に従い、上記(1)(a)に基づく違法行為が行われた食品または薬品が違反者により他の人物に販売された場合、かかる人物も違法行為を行ったとみなされる。

(3) 上記(1)(b)または(2)に基づく違法行為について告発される人物は、以下のいずれかを証明することがその弁護となる。

(a) 自分が問題の食品または薬品を預けた、または委託もしくは販売した人物に対し、その食品が人間の食用ではない、または薬品が人間用ではないことを知らせたこと、または

(b) その人物に引き渡した、または発送した時点で、食品または薬品が人間の食用または人間による使用に適していたこと、もしくは適していないことを自分が知らず、合理的努力を払っても確認することができなかったこと。

#### 55. 食品および薬品等の組成に関する規則

(1) 関係当局が公衆衛生上またはその他何らかの市民保護のため必要または妥当と考える場合、以下の目的で規則を定めることができる。

(a) 人間の食用のための販売を意図される食品、または人間による使用のため販売を意図される薬品に対する指定物質の添加、またはかかる食品または薬品からの指定物質の除去、もしくはかかる食品または薬品の調製または保存における成分としての物質の使用を要求、禁止、または規定すること、および一般にかかる食品または薬品の組成またはその微生物学的または化学的基準を規制または規定すること。

(b) (1997年第80号s.2により廃止)

(c) 人間の食用の食品または人間による使用のための薬品の調製または保存に用いられる器具または用具の製造において指定材料またはその種類の輸入または使用を禁止、制限、または規制すること、またかかる使用を目的とした器具または用具で、指定材料またはその種類を含むものの販売またはそのための輸入を禁止、制限、または規制すること。

(d) 人間の食用のための食品または人間による使用を意図した薬品のラベリング、マーキング、または宣伝、およびかかる食品や薬品に適用される説明に関する要件を定めること。

(e) 食品または薬品中における指定物質の存在または不在、もしくは食品または薬品中に存在する物質の量を確認することを目的とした分析方法を規定または指定すること。

(f) (1997年第80号s.2により廃止)

(1A) 関係当局が公衆衛生上またはその他何らかの市民保護のため必要または妥当と考える場合、以下の輸入または製造、販売またはそのための保有、販売のための提供または陳列、もしくは委託または引渡を禁止、制限、または規制する規則を定めることができる。

- (a) 上記(1)(a)の規則を順守しない食品または薬品またはその成分、もしくはこれに関連して香港において関連性のある行為または不作為が行われていればかかる規則のもとでの違法行為となる食品または薬品またはその成分
  - (b) 当局が公衆衛生上有害である、またはその可能性があるともみなすすべての食品または薬品（上記(a)に述べる食品または薬品を含む）。（1997年第80号 s.2により追加）
- (1B) 関係当局はパブリック・アナリストによる食品または薬品の分析または微生物学検査等に関連して支払われる料金について規則を定めることができる。（1997年第80号 s.2により追加）
- (2) 関係当局は上記(1)に定める食品の組成に関連するその職務の遂行において、実行可能な範囲内で、食品としての栄養的価値がない物質の使用を制限することが望ましいかどうかを考慮する必要がある。
  - (3) 上記(1A)または(1B)に基づく規則は、そのいずれの規定についても関係当局が官報に公表することによりその規定を改訂することができる。（1982年第70号 s.2により追加、1985年L.N.第67号、1990年L.N.第85号により改訂）
  - (4) 上記(1A)に基づく規則は以下を行うことができる。
    - (a) 保健担当官に以下の権限を与えること。
      - (i) 担当官が定める条件に基づいて指定食品の輸入を許可すること。
      - (ii) 指定される輸入食品に対し、衛生検査官による検査を受けさせること。
      - (iii) 担当官が輸入食品について、それが健全かつ健康的で、人間の食用に適していることを確認する目的で望ましいとみなす条件をつける、または指示を発すること。
    - (b) 上記(a)に述べる条件、要件、または指示に対する違反または不履行を禁止すること。（1989年第7号 s.2により追加）
  - (5) 本条において「関係当局」という場合、下記(6)に従って解釈されるものとする。（1999年第78号 s.7により追加、2019年E.R.第4号により改訂）
  - (6) 以下の目的における関係当局とは以下を意味する。
    - (a) 以下に関連した上記(1)について、
      - (i) 食品－食品環境衛生局長（Director of Food and Environmental Hygiene）
      - (ii) 薬品－保健局長（Director of Health）
    - (b) 以下に関連した上記(1A)および(1B)について、
      - (i) 食品－食品保健長官（Secretary for Food and Health）
      - (ii) 薬品－食品保健長官（Secretary for Food and Health）（2002年L.N.第106号、2007年L.N.第130号により改訂）
    - (c) 上記(2)については食品環境衛生局長（Director of Food and Environmental

Hygiene)

(d) 以下に関連した上記(3)については、

- (i) 食品保健長官が定める規則—食品環境衛生局長
- (ii) 食品保健長官が定める規則—保健局長 (1999 年第 78 号 s.7 により追加、2002 年 L.N. 第 106 号により改訂、2007 年 L.N. 第 130 号により改訂)

(1997 年第 80 号 s. 2、1999 年第 78 号 s. 7 により改訂)

## 56. 食品および薬品の衛生に関する規則

- (1) 第 55 条の規定を損なうことなく、当局は以下に関連する衛生および清浄度条件と慣行ならびに全体的手法の順守を確保するための規則を定めることができる。
  - (a) 人間の食用の食品または人間により使用される薬品の販売
  - (b) 人間の食用に販売またはこれを意図される食品および人間による使用のため販売またはこれを意図される薬品の製造、調製、輸送、保管、包装、マーキング、販売のための陳列、サービス、または引渡、またその他かかる事項に関連した公衆衛生保護のためのもの (2011 年第 5 号 s. 65 により改訂)
- (2) 上記(1)の規定の一般性を損なうことなく、本条のもとで定められる規則では以下のための規定を定めることができる。
  - (a) 指定食品または薬品の全般的または特定の地方、区域、または場所、もしくは特定の人物による販売または販売のための保管、所有、または陳列の禁止、制限、または規制
  - (b) 人間の食用のための食品または人間により使用される薬品が販売、または販売のために提供、陳列、保管、調製、または製造される施設の建築、レイアウト、排水、設備、メンテナンス、清浄度、換気、排煙または排熱、照明、給水、および使用法に関連する要件の規定 (機器や器具が洗浄される施設内のいかなる部分、あるいは廃棄物が処分、保管される部分も含む) (1980 年第 8 号 s. 37 により改訂)
  - (ba) かかる施設における防火対策に関連する要件の規定 (1982 年第 20 号 s. 2 により追加)
  - (c) 施設に関連する設備、メンテナンス、および衛生・洗浄設備の清浄度、廃棄物の処分、施設で使用する機器、器具、家具、道具類のメンテナンスと清浄度に関連する要件、また特に施設のすべてのトイレに適切な洗浄機器を通じて水が供給されるようにする要件の規定 (1980 年第 8 号 s. 37 により改訂)
  - (d) 人間の食用の食品および人間が使用する薬品が販売、または販売用に提供、陳列、保管、調製、または製造される施設内 (機器や器具が洗浄される施設内のいかなる部分も含む) での唾吐きの禁止または制限
  - (e) 施設内で働く人が着用する衣服に関する要件の規定

- (f) 施設内（機器や器具が洗浄される施設の部分を含む）で従事する人の健康診断、指定疾病に対する人々の予防接種の規定、および指定疾病に罹患していることが判明した人を雇用することの禁止
  - (g) 人間の食用を意図される肉のマーキング、染色、または処理の規定
  - (h) 人間の食用に適さない食品または人間による使用に適さない薬品、または食品および薬品の組成または品質規準に関連し第 55 条のもとで定められる規則の規定を満たさない食品または薬品の処理と処分全般に関する規制
  - (i) 甲殻類・貝類等を人間の食用に販売、または販売目的で所有、提供、陳列、流通、または採取することの禁止または規制
- (3) 本条のもとで定められる規則において、上記(1) (a)または(b)に述べるいずれかの内容に関与またはこれと関係する施設、事業者、または人物の登録またはライセンス付与を要求または規定することができる。（1994 年第 49 条 s. 12 により改訂）
- (3A) 本条に基づく規則で以下の規定を含むものは、官報において公表することにより、指定公務員にかかる規定またはその一部を免除する権限を与えることができる。（1978 年第 57 号 s. 3 により追加、1999 年第 78 号 s. 7 により改訂）
- (a) 施設、事業者、または人物の登録またはライセンス付与の規定
  - (b) 指定食品の販売、所有、または使用の制限
- (4) 本条のもとで定められる規則では、事業の種類により異なる規定を定めることができ、本条の他のいかなる規定も損なうことなく、施設に関する要件を定める規則においては、適用される施設の占有者にこれを順守するよう求めることができる。
- (5) 当局は本条に基づく規則の順守について責任を担う人物に助言と手引きを与える目的で、規則に従って定められる問題に関連した実施基準を発表するため適切と思われる措置を適宜取ることができる。
- (6) 上記(5)のもとで発表される実施基準の規定を順守しないものについて、それ自体により同人が何らかの刑事訴訟の対象となることはないが、かかる不順守は、民事であれ刑事であれ、また本条令に基づく犯罪に関する手続きも含む何らかの訴訟当事者により、当該手続きにおいて問題となる責任を主張または否定する根拠とされる可能性がある。
- (7) 本条および下記第 56A および 56B 条において、premises（施設）とは露店および船舶を含み、船舶の occupier（占有者）とは船長を意味する。（1988 年第 76 号 s. 2 により追加、1994 年第 49 号 s. 12 により改訂）

#### 56A. 薬品に関する料金規定

当局は規則を通じ、以下に従事する、または以下と関係する施設、事業、または人物の登録またはライセンス付与に関連して支払われる料金を定めることができる。

- (a) 人間により使用される薬品の販売
- (b) 人間による使用を意図される、またはそのために販売される薬品の製造、調製、輸送、

保管、包装、マーキング、販売のための陳列、サービス、または配送  
またはその他当局が第 56 条のもとで規則を定めることができるその他の事項に関するもの。

(1994 年第 49 号 s. 13 により追加)

56B. (1999 年第 78 号 s. 7 により廃止)

57. 規則の目的で食品とみなされる生きた家禽および生きた爬虫類

(2011 年第 5 号 s. 66 により改訂)

第 55 条または 56 条のもとで定められる規則は、生きた家禽および生きた爬虫類について、かかる家禽や爬虫類があたかも食品であるかのように、販売の禁止、制限、または規制、あるいは販売または委託、もしくは販売のための引渡目的での所有、提供、または陳列に関する規定を含むことができる。

(1976 年第 9 号 s. 6、1985 年第 68 号 s. 2、2011 年第 5 号 s. 66 により改訂)

58. 食品および薬品の調製に用いられる物質の組成情報を要求する権限

(1) 関係当局は第 55 条および 56 条のもとで与えられる権限を行使する目的で、命令により、命令の日付時点またはその後、命令に指定される物質の製造、輸入、または使用を含む事業を行うものに対し、その業務の過程において人間の食用に販売される食品または人間による使用のため販売またはその目的で使用される薬品の調製に使用される目的で販売される物質について、かかる命令に定めるその組成と使用方法に関する詳細を関係当局の職員に提出するよう要求することができる。

(1997 年第 80 号 s. 3、1999 年第 78 号 s. 7 により改訂)

(2) 上記(1)の規定の一般性を損なうことなく、本条のもとで発せられる命令においては、何らかの物質について以下の詳細事項を提出するよう要求することができる。

(a) 物質の組成および化学的特性の詳細

(b) 食品または薬品の調製における物質の使用法またはその提案についての詳細

(c) 当該物質および前述のようにこれが使用された場合に生成される産物が有害であるか、また健康に悪影響を与えるか、そうである場合にはどの程度かを判定する目的で問題の事業を営むものが実施した、または知っている調査の詳細

(d) 物質を通常の量で摂取または使用した人の健康に対する累積的影響を判定する目的で事業を営むものが実施した、または知っている調査または聞き取りの詳細

(3) 上記(1)の規定のもとで発せられる命令に提出された詳細情報、およびかかる詳細を通じて取得される個々の事業に関する情報は、以下を例外として、問題の事業を営むものの書面による事前の同意がない限り開示されない。

(a) 関係当局の指示に従ったもの (1999 年第 78 号 s. 7 により置き換え)

(b) 命令違反に関する訴訟手続またはその報告目的のもの

(4) 上記(3)の規定に違反して詳細事項または情報を開示することは違法行為である。

(5) 上記(1)の規定のもとで発せられる命令の要件を順守しないことは違法行為である。

(6) 本条において「関係当局」という場合、下記(7)に従って解釈されるものとする。

(1999年第78号 s.7により追加、2019年 E.R. 第4号により改訂)

(7) 関係当局とは、

(a) 上記(1)のもとで第55条および56条により与えられる権限について、

(i) 食品に関しては食品環境衛生局長 (Director of Food and Environmental Hygiene)

(ii) 薬品に関しては保健局長 (Director of Health)

(b) 上記(3)に基づく詳細項目および情報について、

(i) 食品に関しては食品環境衛生局長

(ii) 薬品に関しては保健局長 (1999年第78号 s.7により追加)

#### 59. 食品または薬品の検査、差押、マーキングまたは破棄

(1) 当局から書面によりその権限を与えられる公務員は以下を行うことができる。

(a) 人間の食用またはそれを意図すると思われる食品、または人間により使用される、またはそれを意図すると思われる薬品を検査すること。

(b) かかる食品または薬品が人間の食用または人間による使用に適さないとと思われる場合、または第55条または56条のもとで定められる規則の規定に違反していると思われる場合、これを差し押え、除去すること。

(c) 輸入された食品の検査について特別な手順が必要であると思われる場合、または輸入者の要請によりかかる特別な手順を踏む場合、輸入者または食品を保有しているその他のものに対し、食品の検査に必要なあらゆる設備を提供するよう求めること。(1976年第29号 s.3により置き換え)

(1A) 上記(1)(c)に従い、当局から書面によりその権限を与えられる公務員から相応に指示された後、輸入食品の検査のための設備を提供しないものは、違法行為を行うものとされる。(1976年第29号 s.3により追加)

(2) 当局から書面によりその権限を与えられる公務員が、上記(1)の規定に従って差し押さえられたものであるか否かに関わらない食品または薬品が人間の食用または人間による使用に適さないとみなす場合、あるいはかかる食品または医薬品に関連して第55条または56条に基づく規則の規定に対する違反があるとみなす場合、以下を行うことができる。

(a) かかる食品または薬品にマークまたはシールを貼付する、またはその他の形により指示すること。

(b) かかる食品または薬品を破棄またはその他何らかの方法で処分する、もしくは破棄または処分されるよう取り計らうこと。

(3) 上記(2)のもとで貼付されるマーク、シール、その他の指示の意図に反して食品または薬品を販売、販売用に提供または陳列、または販売目的もしくは販売のための調製目的で他の人物に委託または預託する、もしくは誰かを欺く目的でかかるマーク、シ

ール、指示などを除去、変更、または破壊することは違法行為である。

- (4) 上記(2)のもとで何らかの食品または薬品が破棄またはその他の形で処分される前に、かかる食品または薬品を特定できるだけの説明とその他の詳細を記録し、当局は少なくとも12か月間かかる記録をその管理下で維持しなければならない。
- (5) 上記(1)または(2)のもとで食品または薬品が差押または除去、もしくはマークやシールの貼付、その他の表示、あるいは破棄または処分されたことにより不利益を被ったと考えるものは、かかる行為が行われてから72時間以内に、裁判所に不服を申し立てることができる。裁判所はかかる行為をすべてまたは部分的に確認または不許可とすることができ、行為の全体または一部が不許可とされる場合、状況を考慮して裁判所が公正とみなす限りにおいて、かかるマーク、シール、その他の表示、または差し押さえられ除去された食品または薬品全体または不許可となった部分について返還するよう命令し、また問題の食品または薬品、またはその一部が破棄またはその他の形で処分された、もしくは命令の時点でかかる行為によりすでに人間の食用または人間による使用に適さなくなっている、あるいは価値が下がっている場合には、当局に対しかかる食品または薬品の差押等の時点での市場価格を上限として補償金を支払うよう命じることができる。
- (6) 第54条(1)または(2)に基づく違法行為、または第55条に基づいて定められる規則に違反する行為について有罪判決が下される場合、裁判所は判決が関係する食品または薬品、および違法行為が行われた、もしくは問題の食品または薬品が差し押さえられた時点で被告人の施設で発見された、または被告人が所有していた類似の食品または薬品を、これを含むすべてのパッケージと併せて没収するよう命じることができる。
- (7) 上記(6)の規定のもとで没収される食品または薬品およびそのパッケージは、当局が指示する方法で処分される。

## 60. 賞品として提供される食品または薬品

- (1) 第54条および59条は以下についても適用される。
  - (a) 人間の食用または人間による使用を意図される食品または薬品で、一般大衆が有料または無料に関わらず参加できる何らかの娯楽に関連した賞品または景品として提供され、あたかも娯楽組織に関与するものにより販売またはその目的で陳列されているかのようにみなされるもの。
  - (b) 人間の食用または人間による使用を意図される食品または薬品で、宣伝または何らかの取引または商売を促進する目的で賞品または景品として提供または配布され、あたかもこれを提供するものにより販売またはその目的で陳列されているかのようにみなされるもの。
  - (c) 人間の食用または人間による使用を意図される食品または薬品で、何らかの施設において前述のように提供または配布され、施設の占有者によりあたかも販売またはその目的で陳列されているかのようにみなされるもの。

- (2) 本条において、entertainment（娯楽）とはあらゆるパーティー、アミューズメント、展示会、パフォーマンス、ゲーム、スポーツ、または競技会を含む。

#### 61. 食品または薬品の不当表示と宣伝

- (1) 販売またはその目的で陳列する食品または薬品に、貼付または包装紙や容器に印字するなどの表示として、

(a) 食品または薬品について虚偽の説明をするもの、または

(b) その性質、物質、または品質に関連して意図的に誤解するよう計画されたものを添付するものは、

表示が前述のような特徴を持つことを知らなかった、または相応の努力を払っても確認できなかったことを証明できない限り、違法行為を行うものとされる。

- (2) 下記(3)に従い、上記(1)の規定が適用される表示を除く宣伝として、(2018年第17号 s. 55により改訂) 以下の広告活動を行うこと、またはこれに関与することは違法行為である。

(a) 食品または薬品について虚偽の説明をするもの

(b) 食品または薬品の性質、物質、または品質について誤解を招く恐れのあるもの  
食品または薬品の製造者、生産者、または輸入者に対する訴訟手続においては、被告人は弁護のためかかる広告活動を行っていない、またこれに関与していないことを証明しなければならない。

- (3) 上記(2)の違法行為に関する訴訟手続において、被告人は弁護のため以下のいずれかを証明しなければならない。

(a) 広告が同項に記載されているような特徴を持つことを知らず、また合理的努力を払っても確認できなかったこと、または

(b) 広告を公開する、または公開を手配することを業務とするものとして、通常の業務の過程において広告を引き受けたこと。

- (4) 本条の目的で食品の栄養または食品としての価値が誤解されるよう計画された表示とは、食品の品質が誤解されるよう計画されたものである。

- (5) 本条のもとでの訴訟手続において、違法行為の疑いがかけられている表示や広告が食品または薬品の正確な組成を示しているという事実があっても、違法行為が行われたと裁判所が判断する妨げにはならない。

- (6) 本条において、薬品に関する場合を除き、販売というときには人間の食用の販売を意味するものと解釈される。

#### 62. サンプルを採取する権限

- (1) 当局から書面によりその権限を与えられる公務員は、食品または薬品、もしくは食品または薬品の調製に使用され得る物質で、人間の食用または人間による使用を意図して販売された、または販売を意図されていると同人がみなすもの、もしくは同人が本条令の目的で立ち入り権限を認められている施設、露天、車両、船舶、航空機、その

他何らかの場所で発見されるものについて、分析または微生物学的その他の検査のためサンプルを採取することができるが、ただし以下を条件とする。

(a) 同公務員はかかる食品または薬品もしくは物質を合法的に所有すると思われる人物に対し、当該サンプルの市場価格、また市場価格が不明もしくは直ちに確認できない場合には合理的範囲の金額を支払う。

(b) 食品または薬品が卸売用に未開封のパッケージで保管されている場合、サンプルはパッケージ内容全体を代表するものでなければならない。

(2) 本条のもとでサンプルを採取する場合、同公務員は、採取したサンプルが問題の食品、薬品、または物質のバルクを代表するサンプルであると自ら納得するために必要な措置を取ることができる。

(3) 本条のいかなる部分も、危険薬物条令 (Dangerous Drugs Ordinance) (第 134 章) の規定に違反する薬品の購入または販売を許可するものと解釈されてはならない。

(4) 本条の規定に基づく命令や要件を順守しないものは違法行為を行うものとされる。

### 63. 分析用サンプル採取に関する規定

(1) 第 62 条に従い分析目的で食品、薬品、または物質のサンプルを採取する公務員は、かかるサンプルを直ちに 3 分割し、各部分に表示をつけて密封またはその性質上可能な形で口を締め、以下を行うものとする。

(a) サンプルの 1 部分は下記 (2) の規定に従うものとする。また、

(b) サンプルの残りの部分は下記 (3) の規定に従うものとする。

ただし本項は微生物学検査用に採取されるサンプルには適用されない。(1970 年第 59 号 s. 3 により改訂)

(2) (a) サンプルが問題の食品、薬品、または物質の取扱業者から購入することにより取得される場合、当該公務員はその 1 部を売主に渡し、売主は 3 部分の中から 1 つを選ぶことを認められる。

(b) サンプルが自動販売機からの購入により取得される場合、

(i) 自動販売機の所有者とされるものの氏名と住所（香港における住所である場合）が機械上に記載されている場合、公務員はサンプルの 1 部をかか人物に渡す。

(ii) そうでない場合、公務員はサンプルの 1 部を販売機が設置されている施設の占有者に渡す。

(c) サンプルが香港の外から委託される食品、薬品、または物質のもので、受託人への引渡前に公務員により採取される場合、公務員はサンプルの 1 部を受託人に渡さなければならない。

(d) サンプルが香港内の預託人から受託人（香港内であれ外であれ）に引き渡される途上にある食品、医薬品、または物質のものである場合、公務員はサンプルの 1 部を受託人に渡さなければならない。

(e) 前述の各パラグラフのいずれも該当しない場合、公務員はサンプル採取する食品、薬品、または物質の所有者だと思われる人物にサンプルの1部を渡さなければならない。

(1986年第10号 s. 24により改訂)

- (3) サンプルの残りの2部分のうち、公務員が分析を行わせないと決定する場合を除き、1部を直接パブリック・アナリストに提出し、もう一方を将来の比較のため保持する。
- (4) 上記(2)の規定が適用されるすべての事例において、公務員はサンプルの1部を渡す人物に対し、サンプルがパブリック・アナリストによる分析目的で採取されることを知らせなければならない。
- (5) 分析のため採取されるサンプルが未開封パッケージの内容で構成される場合、公務員は包装材料を保持し、分析を行わせることを決定した場合には、かかる包装材料およびサンプル採取時にこれに貼付されていたラベルを、上記(3)の規定に従って提出するサンプル部分と併せてパブリック・アナリストに引き渡す。
- (6) 本条のもとで何人かに渡されるサンプル部分は、当人またはその代理人に渡すか、または書留小包により郵送することができる。  
ただし当該公務員が相応の範囲で調べてもサンプル部分を渡すべき相手がわからない、またはその氏名と住所を確認することができない場合、代わりに自らこれを保持することができる。
- (7) 分析目的でサンプル採取される食品、薬品、または物質がある人物（サンプルの1部を上記(2)の規定のもとで渡すべき人物とは別の）により製造または包装または容器に入れられ、その氏名および香港における住所が包装または容器に表示されていると公務員がみなす場合、同公務員は、分析を行わせないと決定する場合を除き、サンプル採取から3日以内に、自分がサンプルを採取したこと、およびどこで採取したか、また該当する場合には誰から購入したかを知らせる通知を同人に送らなければならない。(1986年第10号 s. 24により改訂)
- (8) 第62条の規定に基づいて採取されるサンプルがパブリック・アナリストにより分析される場合、上記(2)の規定に従いサンプルの1部を渡された人物は、\$1（1ドル）の料金を支払うことにより、第64条のもとでかかるパブリック・アナリストが付与する証明書の写しを受け取ることができる。
- (9) 宣伝目的で上記(8)のもとで取得した分析証明書を使用することは違法行為である。

#### 64. 分析証明書

- (1) 第63条の規定に従い分析用サンプルがパブリック・アナリストに引き渡される場合、アナリストは実行可能な限り直ちに分析を行い、分析を要請した公務員に対し、Seventh Schedule Form A（付表7書式A）の形式により分析結果の詳細を記載した証明書を付与する。

- (2) 上記(1)の規定に従いパブリック・アナリストから付与される分析結果の証明書には本人が署名するが、分析は本人の指示のもとで行為するものであれば誰が行ってもよい。

#### 65. 分析の証拠

- (1) 本 Part V に基づく訴訟において、いずれかの当事者が付表 7 に定められる書式 A の形式によるパブリック・アナリストの証明書であると主張する文書、または相手側当事者からかかる証明書の写しであるとして提供された文書を提出することは、そこに記載された事実の明白な証拠となるが、ただし前者において相手側当事者が証人としてパブリック・アナリストの呼び出しを要求する場合はこの限りではない。
- (2) かかる訴訟において、被告人がパブリック・アナリストによる証明書を提出しようとする場合、または上記(1)の規定のもとでパブリック・アナリストを証人として呼び出すよう要求する場合、その意図の通知書を、また前者の例においては証明書の写しを添え、召喚状の回答期限の正味 3 日前までに相手側当事者に提出しなければならず、この要件が履行されない場合、裁判所は妥当とみなす条件のもとで審理を一時中止することができる。
- (3) 第 55 条(1) (e) に基づいて定められる規則により分析手法が定められる場合、定められた手法により実施される分析の証拠がその他いかなる分析や試験による証拠より優先されなければならない。

#### 66. サンプル採取する品目または物質に関連する訴訟

- (1) 本 Part V のもとでサンプル採取される品物または物質に関連する訴訟において、召喚状の回答期限は送達の日後以降でなければならず、召喚状と合わせて検察側証拠として入手される分析証明書の写しを送達しなければならない。
- (2) 本 Part V に基づく訴訟において、本条令によりサンプルの分割が要求される状況下で調達されたものである場合、サンプル採取した人物が保持するサンプル部分が審理において提出されなければならない。

#### 67. 推定

- (1) 本 Part V の目的で、
  - (a) 一般的に人間の食用または人間による使用に用いられる品物が販売される、または販売のため陳列または維持される場合、そうでないことを示す証拠がない限り、人間の食用に販売された、または人間の食用もしくは人間による使用のための販売を意図されたと推定される。
  - (b) 一般的に人間の食用に用いられる食品または人間による使用に用いられる薬品で、その食品または薬品の調製、保管、輸送、または販売に用いられる施設、船舶、車両、航空機等の中で発見されるもの、また一般的に人間の食用に用いられる食品または人間による使用に用いられる薬品の製造に使用される品物で、かかる物品や薬品の調製、保管、輸送、または販売に使用される施設、船舶、車両、

または航空機内で発見されるものは、そうでないことを示す証拠がない限り、人間の食用または人間による使用のための販売またはかかる製品の製造を意図するものと推定される。

(c) 一般的に人間の食用に用いられる食品または人間による使用に用いられる薬品の構成または調製に使用され得る物質で、かかる食品または薬品が調製される施設または船舶内で発見されるものは、そうでない証拠がない限り、かかる用途での使用を意図されると推定される。

- (2) 人間の食用の食品または人間による使用のための薬品が、未開封の梱包に入った状態で販売または販売目的で保管、または委託される場合、これに貼付された表示において、梱包に含まれる食品または薬品を輸入、製造、または調製した、もしくは梱包したとして記載されている人物が、そうでない証拠がない限り、同品を輸入、製造、調製、または梱包したとみなされる。
- (3) 本 Part V の目的で、for use by man (人間による使用) とは内服または人体外表面への塗布を意味する。
- (4) 上記(1)の推定は、繁殖または成長促進目的で捕獲される生きた水産物には適用されない。(2011 年第 5 号 s. 67 により追加)

(2011 年第 5 号 s. 67 により改訂)

#### 68. 輸送中等の食品および薬品を調べる権限

- (1) 下記(2)の規定に従い、第 59 条(1)のもとで権限を与えられる公務員が車両、船舶、コンテナなどの中に人間の食用を意図した食品または人間による使用を意図した薬品、もしくは人間の食用または人間による使用のため販売された後に引き渡される途上にある食品または薬品があると疑う理由がある場合、かかる車両、船舶、またはコンテナの内容を検査し、その目的で必要に応じ車両、船舶、またはコンテナを引き留めることができ、移動中である車両または船舶の場合にはこれを停車または停船させることができる。
- (2) 本条のいかなる部分も、運搬業者がその事業目的で商品の運搬に使用する車両、船舶、またはコンテナの引き留めを許可するものではない。
- (3) 上記(1)の規定に基づき停止を求められる車両または船舶の責任者で、かかる停止を求められたときに停止しないものは違法行為を行うものとされる。

#### 69. 輸入食品または薬品の移動の制限

- (1) 本 Part V により与えられる食品または薬品の検査権限を損なうことなく、当局またはこれにより書面で権限を与えられる公務員は、人間の食用または人間による使用目的で輸入した食品または薬品を所有する人物に対し、以下に従ってその移転または引渡の禁止または制限を指示することができる。(1999 年第 78 号 s. 7 により改訂)
  - (a) かかる食品または薬品の検査のため合理的範囲内で必要と思われる 6 日間を超えない期間 (土曜日、日曜日、および祝日を除く) (1976 年第 29 号 s. 4 により置き

換え)

(b) 上記期間内に当局または公務員が要求する場合、かかる人物が食品または薬品を送る、または引き渡そうとする相手の氏名と住所を当局または公務員に知らせるまで。(1999年第78号 s.7により改訂)

(2) 上記(1)の規定のもとで与えられる指示に従わない、またはこれに基づく通知において意図的に偽りの申告を行うことは違法行為である。

#### 70. 他の人物による違反

(1) 本 Part V のもとで訴訟を起こされる被告人は、相応の情報を提出し、また検察側に正味3日前までに自分の意図を通知することにより、問題の規定違反がその行為または不作為に起因するものであると同人が主張する別の人物を裁判所に出頭させることができ、もし規定違反が立証された後に規定違反がその別の人物の行為または不作為に起因することを最初の被告人が立証することができれば、その別の人物が違法行為について有罪とされ、さらに最初の被告人が当該規定の確実な順守のためあらゆる正当な注意を払ったことを証明すれば、その違法行為について無罪となる。

(2) 被告人が上記(1)の規定を利用しようとする場合、

(a) 検察側、および被告人が違法行為の責任を課す人物は、証拠を提出すれば同人およびその主張を裏付けるため同人が呼び出す証人に反対尋問を行い、反証を提出する権利を認められる。

(b) 裁判所が妥当とみなす場合には、訴訟のいずれかの当事者にかかる費用の支払いを相手側当事者に命じることができる。

(3) 当局が、本 Part V のもとで誰かに対する訴訟手続が行われる違法行為が行われたと考え、告発されている違法行為が誰か別の人物の行為または不作為に起因し、最初に言及された人物が上記(1)のもとで弁護することができるかと相応に納得する場合、当局は最初に言及された人物に対して先に訴訟を起こさせることなく、かかる別の人物に対して訴訟を起こすようにさせることができ、かかる訴訟においては、被告人は最初の被告人に帰せられるはずだった違法行為について告発され、違法行為がその行為または不作為によるものであったことが立証されれば有罪判決を下される。

(4) 上記(3)の規定のもとで告発される手続では、告発状または告訴状において関係当局が不服申立の対象である違法行為が告発される人物の行為または不作為に起因することを相応に納得しているという事実を述べなければならない。

#### 71. 保証が弁護として主張できる場合の条件

(1) 本条の規定に従い、本 Part V のもとでの違法行為に関する訴訟では、何らかの品物または物質の販売、または販売目的による提供、陳列、宣伝、または保有による違法行為である場合、以下を立証することが被告人の弁護となる。

(a) かかる品物または物質を合法的に販売またはその他の方法で取引できるものとして購入したこと、また該当する場合にはそれが販売または取引された名称または

- 説明、もしくはその目的のもとで合法的に販売または取引できるものとして購入し、またその目的で保証書がついていたこと、かつ
- (b) かかる違法行為が行われたとされる時点で、自分にはそうではないと信じる理由がなかったこと、かつ
- (c) 自分が購入したときと同じ状態であったこと。
- (2) 保証書が本 Part V に基づく訴訟において弁護となるのは以下の場合のみである。
- (a) 被告人が、
- (i) 審理の正味 3 日前までに、保証書の写し、およびこれに頼る意思を明記し、もらった相手の氏名と住所を記載した通知書を添えて送付していること、かつ
- (ii) 当該人物にも同様の通知書を送付していること、さらに
- (b) 香港外に居住する人物から受け取った保証書の場合、被告人がかかる保証書に記載された内容が正確であることを確認するための相応の措置を取り、また実際にそうであると信じたことを証明できること。(1986 年第 10 号 s. 24 により改訂)
- (3) 被告人が保証のもとで品物または物質を購入した人物の使用人または代理人である場合、その雇用主または本人が被告人であったとしたら認められたであろうものと同様の形で本条の規定に頼ることができる。
- (4) 保証を与えたとされる人物は審理に出頭し証拠を提出することを認められ、また裁判所が妥当とみなす場合、同人が出頭・証拠提出できるようにするため審理を一時休止することができる。
- (5) 本条および第 72 条の目的で、送り状に記入される名称または説明は、記入内容が示唆する品物または物質が本 Part V のいずれの規定にも違反することなく何人によってもその名称または説明のもとで販売またはその他の方法で取引されることができるといふ書面による保証とみなされる。

## 72. 保証書または分析証明書に関する違法行為

- (1) 本 Part V の下での訴訟において何らかの品物または物質に対し、別の品物または物質に関連して与えられた保証書または分析証明書を意図的に適用する被告人は違法行為を行うものとする。
- (2) 自分が販売する品物または物質に関連し、その品物又は物質に関する保証が第 71 条のもとで申し立てられる可能性があるときに購入者に偽りの保証書を与えるものは、保証書を与えた時点ではそこに記載されている内容や説明が正確であると信じるに足る理由があったことを証明しない限り、違法行為を行うものとみなされる。

## 73. 使用人または代理人による販売等

本 Part V の目的で、自ら、または他の人物の使用人または代理人として、人間の食用または人間による使用のための食品または薬品を販売、または販売のため提供、陳列、または販売目的で宣伝または保持するものは、人間の食用または人間による使用のための食品

または薬品を販売、提供、陳列、または販売目的で宣伝または保持するとみなされ、同人が別の人物の使用人または代理人である場合、かかる別の人物も本 Part V の規定に従い、あたかも自らかかる食品または薬品を販売または販売のため陳列、宣伝、または保持するかのように同じ責任を負う。

#### **74. サンプル採取に付随する費用の回収**

- (1) 本 Part V に基づく違法行為について有罪判決が下される場合、裁判所は有罪判決の根拠となる食品または薬品のサンプル採取またはその分析や微生物学等の検査に付随するすべての費用について、有罪判決を受けるものにその支払を命じることができる。(1970 年第 59 号 s. 4 により改訂)
- (2) かかる費用は罰金が回収されるのと同じ方法で回収されるものとする。

#### **75. 新聞における有罪判決の告知**

人間の食用または人間による使用のための食品または薬品の販売またはそのための調製に関連して本 Part V に基づく違法行為について有罪判決が下される場合、当局は香港において配布される新聞に以下を掲載させることができる。(1986 年第 10 号 s. 24 により改訂)

- (a) 違法行為者の氏名
- (b) 違法行為が行われた場所の住所(該当するものがある場合)
- (c) 違法行為の性質
- (d) 罰金、没収、その他課せられる罰則

#### **76. 情報提供者の保護**

本条で別途定める場合を除き、本 Part V のもとでの違法行為について、情報提供者の氏名または住所を開示する、またはそれがわかるような形で示すいかなる情報も証拠として許容されてはならず、また本 Part V のもとでの違法行為に関する訴訟において証人がこれを強制または許可されてはならない。また証拠となる、もしくはかかる訴訟において調べられる可能性のある帳簿、文書、書類等に情報提供者の氏名や特徴、またはその特定につながるような記載がある場合、裁判所は情報提供者を特定されることから保護するため必要とみなす場合にのみ、かかる部分を見えないように隠す、または削除することができる。

裁判所が十分な調査を行った後、情報提供者がその情報において自ら虚偽であることを知っていた、虚偽であると思っていた、または真実だと思っていた重要な証言をした場合、もしくは裁判所が正当な取り扱いをするには他に方法がないとみなす場合、裁判所は合法的にもとの情報を提出するよう要求し、情報提供者の取り調べを許可し、その完全な開示を要求することができる。

#### **76A. 公設屠畜場**

- (1) 当局は官報に公開する命令により、いかなる施設をも公設屠畜場に指定することができる。(1976 年第 9 号 s. 7 により改訂)

(2) 食肉処理場規則付表 1 (Cap. 132 sub. leg. A) に記載されている食肉処理場は公設屠畜場として指定されたものとみなされる。(1999 年第 78 号 s. 7 により改訂)

(1973 年第 21 号 s. 4 により追加、2013 年 E. R. 第 1 号により改訂)

#### 76B. 公設屠畜場の管理

すべての公設屠畜場の管理と監督は当局にその権限が与えられる。

(1973 年第 21 号 s. 4 により追加)

#### 77. 屠畜および屠畜場に関する規則

(1) 当局は人間の食用のための動物または鳥の屠畜に関して以下を規制または規定するための規則を定めることができる。

- (a) 屠畜場以外の場所での屠畜の規制または統制(禁止を含む)
- (b) 屠畜場のメンテナンスと清浄度
- (c) 屠畜場の管理と運営、そこからの人員の排除または退出を含む
- (d) 屠畜場への動物の受け入れの統制
- (e) 屠畜場における動物の統制
- (f) 屠畜用動物の試験、検査、およびマーキング
- (g) 屠畜実施時に使用される手法、道具、および機器
- (h) 屠畜場で屠畜される動物の屠体および臓物が人間の食用に適するかに関する検査とマーキング、ならびにマークの使用制限
- (i) 屠畜場における動物および鳥類の屠畜から発生する廃棄物と副産物の処分、処理、および加工
- (j) 屠体、屠体の部分、および臓物の屠畜場から別の場所への輸送の統制
- (k) 動物、屠体、および動物の他の部分の差押、動物の屠畜の指導、動物、屠体、および動物の他の部分の処分の権限を公務員に付与すること (1971 年第 16 号 s. 2 により追加、1999 年第 78 号 s. 7 により改訂)
- (l) 公設屠畜場の場合、
  - (i) (1994 年第 49 号 s. 14 により廃止)
  - (ii) 屠畜場のあらゆる活動を行うことができる人物
  - (iii) 屠畜される動物の所有者の登録
  - (iv) 動物が屠畜されるべき期限
  - (v) 屠畜場の秩序の維持 (1971 年第 16 号 s. 2 により改訂)
- (m) 民間の屠畜場の場合、
  - (i) 登録、ライセンス付与、またはその禁止  
(1994 年第 49 号 s. 14 により改訂)
  - (ii) 施設またはその部分の建築、照明、換気、および排水、ならびに定期的塗装および石灰塗料の塗布に関する要件
  - (iii) 屠畜場の使用またはそこで提供されている設備の使用について徴収される

料金や使用料の管理（1994 年第 49 号 s. 14 により改訂）

(iv) （1994 年第 49 号 s. 14 により廃止）

（1968 年第 17 号 s. 2 により置き換え）

- (2) 公設屠畜場に関連し本条のもとで定められる規則は、特定の宗教コミュニティが、その宗教により特別に要求される方法で屠畜される動物や鳥の肉を食料として入手するための合理的施設を拒否するものとして策定または解釈されてはならない。

77A. （1999 年第 78 号 s. 7 により廃止）

#### 78. 屠畜された動物の不適切な屠体を差押え処分する権限

- (1) 当局は人間の食用の食品となるための屠畜目的で公設屠畜場に持ち込まれた屠体、またはその部分で、試験により病気がある、または人間の食用に適さないことがわかったものを差押え、妥当と思われる方法で処分することができ、かかる屠体または屠体の部分について所有者に補償金が支払われることはない。
- (2) 上記(1)の規定の履行において、当局が何らかの屠体またはその部分を差し押さえる場合、当局はこれを処分する前に以下を記録させなければならない。
- (a) かかる屠体またはその部分を特定できるだけの説明またはその他の詳細、および
- (b) 差押が行われる根拠
- (3) 上記(1)の規定に基づく差押により不利益を被ったと考えるものは、差押の実行から 72 時間以内に裁判所に不服を申し立てることができ、裁判所は差押をすべて、または部分的に確認する、または許可しないことができ、差押またはその一部が許可されない場合、当局に対して差押が許可されない部分について差押えた屠体またはその部分を元に戻すこと、また屠体またはその一部が処分されている、または人間の食用に適さなくなっている、もしくは差押により価値が下がっている場合には、裁判所が状況を考慮して正当とみなす方法に従い、補償としてかかる屠体またはその部分の差押時点での市場価格を超えない金額を支払うよう命じることができる。

Last updated date  
29.11.2020

**Part VA**

(2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)

- 78A. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78B. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78C. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78D. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78E. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78F. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78G. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78H. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78I. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78J. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78K. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)
- 78L. (2011 年第 5 号 s. 68 により廃止)